

別表（第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条関係）

【事業名：職場環境改善費補助】

① 補助内容	補助対象地域に所在する補助対象事業所において、従業員が働きやすい職場環境とするための整備に要する経費の一部を補助する。
② 個別要件	<ol style="list-style-type: none"> (1) 補助対象地域に所在する補助対象事業所の整備であること。 (2) 従業員にとって働きやすい職場環境とするための整備であること。 (3) 工事契約前にもものづくり支援課に相談していること。 (4) 申請した年度内に工事が完了するものであること。 (5) 当該年度において本事業の補助支援を受けていないこと。
③ 補助対象経費	<p>従業員にとって働きやすい職場環境とするための工事委託費及び備品購入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ パソコン、ソフトウェア、生産設備など直接事業の用に供するものは対象となりません。 ※ 備品は購入の場合のみが対象となり、リースの場合は対象となりません。 ※ 備品購入費は設備の設置や改修等の工事と一体で設置した備品であって、固定されているなど据置と判断できるものに限りま<u>す</u>。 ※ 既に設置している設備や備品を更新する場合は、従前のものと比較して多機能・高機能である必要があります（和式トイレから洋式トイレ、洋式トイレに洗浄機能を付けるなど）。 ※ 他の補助金等を受給している場合は自己負担分のみが補助対象経費となります。 ※ 消費税及び地方消費税は対象となりません。
④ 補助算定方法 補助率・補助限度額	<p>補助率：補助対象経費の1/2</p> <p style="text-align: center;"> { ただし、「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、 「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」に認定 されている場合は2/3 } </p> <p>限度額：1企業当たり300万円</p>
⑤ 申請書類 (第7条に記載の書類のほかに提出する書類)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書（第18号様式） (2) 収支予算書（第19号様式） (3) 工事見積書の写し (4) 位置図、平面図及び整備の内容が分かる図面 (5) 工事着工前の該当箇所の写真 (6) 「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（これらの企業に認定されている場合に限る。） (7) その他市長が必要と認める書類
⑥ 変更申請書類 (第10条に記載の書類のほかに提出する書類)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 変更事業計画書（第20号様式） (2) 変更収支予算書（第21号様式） (3) 変更する内容の工事見積書の写し（整備内容に変更がある場合に限る。） (4) 変更内容が分かる図面及び写真（整備内容に変更がある場合に限る。） (5) その他市長が必要と認める書類

<p>⑦ 実績報告書類 (第11条に記載の書類のほかに提出する書類)</p>	<p>(1) 事業報告書 (第22号様式) (2) 収支決算書 (第23号様式) (3) 工事請負契約書又は請求書の写し (4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し (5) 工事前後の該当箇所の写真及び撮影位置と撮影方向を記載した図面 (6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>⑧ 備考</p>	<p>(1) 申請期限：各公募期間に定める期日 (2) 事業終了後、<u>5年以内</u>に広島市による立入検査を実施します。</p>

【事業名：人材確保促進補助】

<p>① 補助内容</p>	<p>補助対象地域に所在する補助対象事業所で新たに雇用した従業員（以下「補助対象従業員」という。）の数に応じて、その雇用に要する経費の一部を補助する。</p>
<p>② 個別要件</p>	<p>(1) 前年度の2月1日以降における新たな雇用であること。 (2) 補助対象地域の補助対象事業所で勤務する内容の雇用であること。 (3) 雇用期間の定めがない、又は雇用期間が1年以上の雇用であること。 (4) 補助対象従業員が本事業の補助対象者となっていないこと。 (5) 補助対象従業員を交付決定の日から6ヶ月以上雇用すること。</p> <p>※ 非正規の従業員（アルバイト等雇用保険未加入者も含む。）であっても全ての従業員が対象となりますが、事業者が自ら雇用していない派遣社員は対象となりません。 ※ 定年による再雇用の契約は対象となりますが、単に1年契約の更新を継続している者や定年延長など新たな雇用契約でないものは対象となりません。 ※ 補助対象従業員が交付決定の日から6ヶ月以内に離職した場合は、<u>補助金額から交付決定の日以降に当該従業員に要した経費の合計を差し引いた金額を返還する必要があります。</u> ※ 補助対象従業員に要した経費の合計が補助金額以上であっても、交付決定の日から6ヶ月以内に解雇等事業者の都合で離職させた場合は、<u>既に交付した補助金を全額返還する必要があります。</u>（補助対象従業員の責めに帰す理由による解雇、天災その他やむをえない理由により事業継続が不可能となったことによる解雇を除く。）</p>
<p>③ 補助算定方法 補助率・補助限度額</p>	<p>補助額：補助対象従業員数×40万円 限度額：1企業当たり80万円（2人分）</p> <p>ただし、「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」に認定されている場合や、申請日時点で36歳以上56歳未満の者を雇用する場合は120万円（3人分）</p>
<p>④ 申請書類 （第7条に記載の書類のほかに提出する書類）</p>	<p>(1) 補助金額明細書兼口座振込依頼書（第24号様式） (2) 労働条件通知書の写し（契約期間、勤務場所、賃金等が明記されているもの。） (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（雇用保険加入の場合に限る。） (4) 補助対象従業員を雇用する前月の全従業員の賃金台帳の写し（雇用保険未加入の場合に限る。） (5) 補助対象従業員の年齢が確認できるものの写し （(3)の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを提出している場合は不要） (6) 補助対象従業員に適用される就業規則、給与規定の写し (7) 「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（これらの企業に認定されている場合に限る。） (8) その他市長が必要と認める書類</p>

<p>⑤ 事情変更報告書類 (第10条に記載の書類のほかに提出する書類)</p>	<p>(1) 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し（雇用保険加入者の場合に限る。） (2) 補助対象従業員に係る、雇用から退職までに係る賃金台帳の写し (3) 補助対象従業員に要した経費の支払いを証する書類の写し (4) 補助対象従業員が、補助対象地域の補助対象事業所に勤務していることが分かるものの写し（労働者名簿、出勤簿、タイムカードなど） (5) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>⑥ 備考</p>	<p>交付決定後、<u>5年以内に広島市による立入検査を実施します。</u></p>

【事業名：企業PR力向上経費補助】

① 補助内容	補助対象者が、補助対象地域に所在する補助対象事業所における新たな人材確保のために、企業の魅力をPRするホームページ制作等に要する経費の一部を補助する。
② 個別要件	<p>(1) 補助対象地域に所在する補助対象事業所の新たな人材を確保するためのものであること。</p> <p>(2) 契約前にもものづくり支援課に相談していること。</p> <p>(3) 申請した年度内に制作が完了するものであること。</p> <p>(4) 当該年度において本事業の補助支援を受けていないこと。</p>
③ 補助対象経費	<p>新たな人材確保のためのホームページを始めとしたwebサイト及びそれに掲載する企業のPR動画又はパンフレット若しくはチラシの新規制作及びリニューアルのための制作委託費</p> <p>※ 申請時に既に求人していること又は申請後、当該年度内に求人する見込みがあることが条件となります。</p> <p>※ TVCMなどの掲載料は対象となりません。</p> <p>※ webサイトの制作に直接関係しない経費（ドメイン取得料、サーバ契約料、通信経費、維持管理費等）は対象となりません。</p> <p>※ 他の補助金等を受給している場合は自己負担分のみが補助対象経費となります。</p> <p>※ 消費税及び地方消費税は対象となりません。</p>
④ 補助算定方法 補助率・補助限度額	<p>補助率：補助対象経費の1/2</p> <p style="text-align: center;"> { ただし、「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、 「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」に認定 されている場合は2/3 </p> <p>限度額：①ホームページを始めとしたwebサイト、それに掲載する企業のPR動画制作 1企業当たり30万円 ②パンフレット、チラシの作成 1企業当たり 3万円</p>
⑤ 申請書類 (第7条に記載の書類のほかに提出する書類)	<p>(1) 事業計画書（第18号様式）</p> <p>(2) 収支予算書（第19号様式）</p> <p>(3) 委託契約見積書及び仕様書の写し</p> <p>(4) 現在のホームページを印刷したものやパンフレット、チラシ（既にある場合に限る。）</p> <p>(5) 「広島県働き方改革実践企業」、「えるぼし認定企業」、「ユースエール認定企業」又は「女性と若者が輝く企業」の認定証の写し（これらの企業に認定されている場合に限る。）</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
⑥ 変更申請書類 (第10条に記載の書類のほかに提出する書類)	<p>(1) 変更事業計画書（第20号様式）</p> <p>(2) 変更収支予算書（第21号様式）</p> <p>(3) 変更する内容の見積書及び仕様書の写し（該当する場合に限る。）</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

<p>⑦ 実績報告書類 (第11条に記載の書類のほかに提出する書類)</p>	<p>(1) 事業報告書(第22号様式) (2) 収支決算書(第23号様式) (3) 契約書又は請求書の写し (4) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し (5) 取組により得た成果物(ホームページを印刷したもの、動画データ、パンフレット又はチラシ) (6) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>⑧ 備考</p>	<p>(1) 申請期限：<u>各公募期間に定める期日</u> (2) 事業終了後、<u>5年以内に広島市による立入検査を実施します。</u></p>